

「ぎふの木コンシェルジュ」認定要領

令和7年8月1日 県流第277号
最終改正 令和8年7月6日 県流第198号

1 趣旨

都市部における岐阜県産材（以下「県産材」という。）の販路を拡大するため、首都圏及び関西圏に「ぎふの木相談窓口」（以下「相談窓口」という。）を設置するとともに、各相談窓口に「ぎふの木コンシェルジュ」（以下「コンシェルジュ」という。）を配置し、首都圏と関西圏への県産材製品の販路拡大を図ることを目的とする。

2 相談窓口及びコンシェルジュの役割

首都圏及び関西圏に相談窓口を設置し、官公庁、企業等に対する営業活動を通じて県産材製品の提案及び情報提供を行うとともに、製品販売者と連携して県産材製品の販売促進を支援する。

3 相談窓口の要件

- (1) 首都圏または関西圏に営業拠点を有する木材流通事業者等（以下「事業者」という。）の営業所やモデルルーム等に設置が可能であること。
- (2) 相談窓口であることを明示し、県産材製品に関するカタログ等を配架または配布できること。
- (3) コンシェルジュを配置できること。

4 コンシェルジュの要件

- (1) 相談窓口の業務に従事できる者であること。
- (2) コンシェルジュを名乗り、県産材製品に関する情報収集及び製品販売者との積極的な連携に意欲を有すること。
- (3) コンシェルジュの育成及び資質向上のため、県産材流通課が企画する県産材製品の現地視察及び意見交換会について、その趣旨を踏まえ積極的な参加に努めること。
- (4) 県産材流通課が首都圏または関西圏において出展する展示会等において、提案活動及び販売支援に協力する意欲を有すること。
- (5) 相談窓口、コンシェルジュ及びその活動内容について、通常の営業活動等により積極的な周知に努めること。

5 相談窓口の指定及びコンシェルジュの認定

- (1) 県産材流通課長は相談窓口及びコンシェルジュを公募し、応募のあった中から首都圏または関西圏の相談窓口として適当と認められる事業者の営業所等を相談窓口指定するとともに、その事業者から推薦のあった者の中から適当と認められる者をコンシェルジュに認定する。

- (2) 相談窓口の指定及びコンシェルジュの認定を希望する事業者は、別記様式1により県産材流通課長へ申請を行う。
- (3) 県産材流通課長は、事業者から申請があったときは内容を審査し、申請内容が相談窓口及びコンシェルジュの要件を満たすと認められるときは、別記様式2により申請者へ通知し、相談窓口の指定及びコンシェルジュの認定を行う。
- (4) 相談窓口の指定及びコンシェルジュの認定期間は、指定または認定の日の属する年度から起算して3年度目の末日までとする。
- (5) 相談窓口及びコンシェルジュは、認定期間を延長しようとする場合は、認定期間終了以前に別記様式3により県産材流通課長に提出することにより、3年間以内の認定期間延長を届け出ることができる。
- (6) 相談窓口及びコンシェルジュは、認定期間終了以前であっても、別記様式4を県産材流通課長に提出することにより、認定期間を終了させることができる。

6 相談窓口及びコンシェルジュの責務

- (1) 公平かつ中立の立場で活動を行うこと。
- (2) 活動の中で知り得た秘密等を他に漏らしてはならない。
- (3) 県産材流通課が行う相談窓口及びコンシェルジュの周知（情報公開）に協力すること。

7 県産材流通課の責務

県産材流通課は、相談窓口及びコンシェルジュの活動を円滑に進めるため、相談窓口及びコンシェルジュの周知を図るとともに、コンシェルジュを育成するため、県産材製品の現地視察及び意見交換会を開催する。

8 費用負担等

- (1) 相談窓口及びコンシェルジュが行う活動に係る経費は、相談窓口またはコンシェルジュの負担とする。
- (2) 県は、相談窓口であることを明示するためのパネル及び県産材製品に関するカタログその他の販売促進ツールを提供するものとする。
- (3) 県は、必要に応じてコンシェルジュ用の名刺を提供することができる。
- (4) 県は、県が購入し所有する県産材製品について、相談窓口またはコンシェルジュによる活動に活用する場合に限り、貸与することができる。
- (5) 県は、コンシェルジュの育成及び資質向上を目的として県が開催する現地視察及び意見交換会への参加に要する旅費その他必要な経費について、予算の範囲内で負担することができる。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は県産材流通課が定める。

附 則 （令和 7 年 8 月 1 日 県流第 2 7 7 号）
この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 8 年 7 月 6 日 県流第 1 9 8 号）
この要領は、令和 8 年 7 月 6 日から施行する。

別記様式 1

年 月 日

岐阜県 林政部 県産材流通課長 様

(事業者名)
所在地
事業者名
代表者名

「ぎふの木相談窓口」指定申請書兼
「ぎふの木コンシェルジュ」認定申請書

「ぎふの木コンシェルジュ」認定要領 5 (2) の規定により、下記のとおり「ぎふの木相談窓口」の指定及び「ぎふの木コンシェルジュ」の認定を申請します。

記

1 「ぎふの木相談窓口」の指定を希望する営業所等

(1) 要件チェックリスト

適合の有無	相談窓口の要件	備考
	首都圏または関西圏に営業拠点のある事業者である	
	首都圏または関西圏の営業所やモデルルーム等に設置が可能である	
	相談窓口であることを明示する	
	コンシェルジュを配置できる	

※要件を満たす、または満たせる場合は、適合の有無の欄に「○」を記入

(2) 営業所等の概要

営業所等の所在地	〒
営業所等の名称	
電話番号	
メールアドレス	

※事業者名、営業所等の所在地及び名称、電話番号は、県産材流通課のHPで公開しますので、ご承知ください。

2 「ぎふの木コンシェルジュ」に推薦する者

(1) 要件チェックリスト

適合の有無	コンシェルジュの要件	備考
	相談窓口の業務に従事できる者である	
	コンシェルジュを名乗り、県産材製品に関する情報収集及び製品販売者との積極的な連携に意欲を有する	
	県産材流通課が企画する県産材製品の現地視察及び意見交換への積極的な参加に努める	
	首都圏または関西圏で出展する展示会等において、提案活動及び販売支援に協力する意欲を有する	
	相談窓口、コンシェルジュ及びその活動内容について、通常の営業活動等により積極的な周知に努める	

※要件を満たす、または満たせる場合は、適合の有無の欄に「○」を記入

(2) 推薦する者の概要

ふりがな	
氏名	
電話番号	
メールアドレス	
推薦理由 県産材に関する実績等	

※電話番号とメールアドレスは、1と同じであれば、(1と同じ)と記入してください。

※「ぎふの木コンシェルジュ」の氏名は、県産材流通課のHPで公開しますので、ご承知ください。

(事業者名) 様

岐阜県 林政部 県産材流通課長

「ぎふの木相談窓口」の指定及び
「ぎふの木コンシェルジュ」の認定（延長）について（通知）

年 月 日に申請のあった標記のことについて、下記のとおり「ぎふの木相談窓口」に指定するとともに「ぎふの木コンシェルジュ」に認定します。

記

1 「ぎふの木相談窓口」に指定する営業所等

所在地	
名称	
指定の期間	指定の日から、 年 月 日までとする。

2 「ぎふの木コンシェルジュ」に認定する者

氏名	
認定の期間	認定の日から、 年 月 日までとする。

別記様式3

年 月 日

岐阜県 林政部 県産材流通課長 様

(事業者名)

所在地

事業者名

代表者名

「ぎふの木相談窓口」指定兼
「ぎふの木コンシェルジュ」認定延長申請書

「ぎふの木コンシェルジュ」認定要領5(5)の規定により、下記のとおり「ぎふの木相談窓口」の指定及び「ぎふの木コンシェルジュ」の認定を延長したいので届出します。

現認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

延長後認定期間 年 月 日 ～ 年 月 日

別記様式 4

年 月 日

岐阜県 林政部 県産材流通課長 様

(事業者名)

所在地

事業者名

代表者名

「ぎふの木相談窓口」指定兼
「ぎふの木コンシェルジュ」認定終了届出書

「ぎふの木コンシェルジュ」認定要領 5 (6) の規定により、下記のとおり「ぎふの木相談窓口」の指定及び「ぎふの木コンシェルジュ」の認定を、 年 月 日をもって終了したいので届出します。